

メンバーズ保証

令和6年6月1日から、保証限度額を【5百万円】⇒【1千万円】に拡大しました！

地域の商工団体と当協会が連携して事業者を支援するための保証制度です。

申込の資格

静岡県内に事業所または営業所を有し、信用保険の対象業種を営む法人・個人で、次のいずれかに該当する方。

- (1) 商工団体の**会員歴が6か月以上あり、かつ会費の滞納がなく、その団体の会員であること**の確認を受けた中小企業者。
- (2) 商工団体の会員ではないが、商工団体の**経営指導員等による経営指導を6か月以上受けていること**の確認を受けた中小企業者。

注：商工団体とは、本制度に関する覚書を締結した団体で、商工会議所法、商工会法、または中小企業等協同組合法に基づき設立された商工会議所、商工会および中小企業団体中央会を言います。

保証の内容

- (1) 1企業の**限度額 1千万円**（うち5百万円までは協会無担保限度額8千万円の別枠）
保証期間 10年以内 返済方法は**分割払い**です。
- (2) **法人代表者以外の保証人および担保は、原則不要**です。
（要件を満たしている場合等においては、経営者保証を不要とする取扱いが可能です。）
- (3) 信用保証料率は、一般料率から**0.1%引き下げ**ています。
（借入金額に対して年0.35%～年1.80%）

(参考) 一般料率	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分7	区分8	区分9
	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45



メンバーズ保証	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	区分7	区分8	区分9
	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35

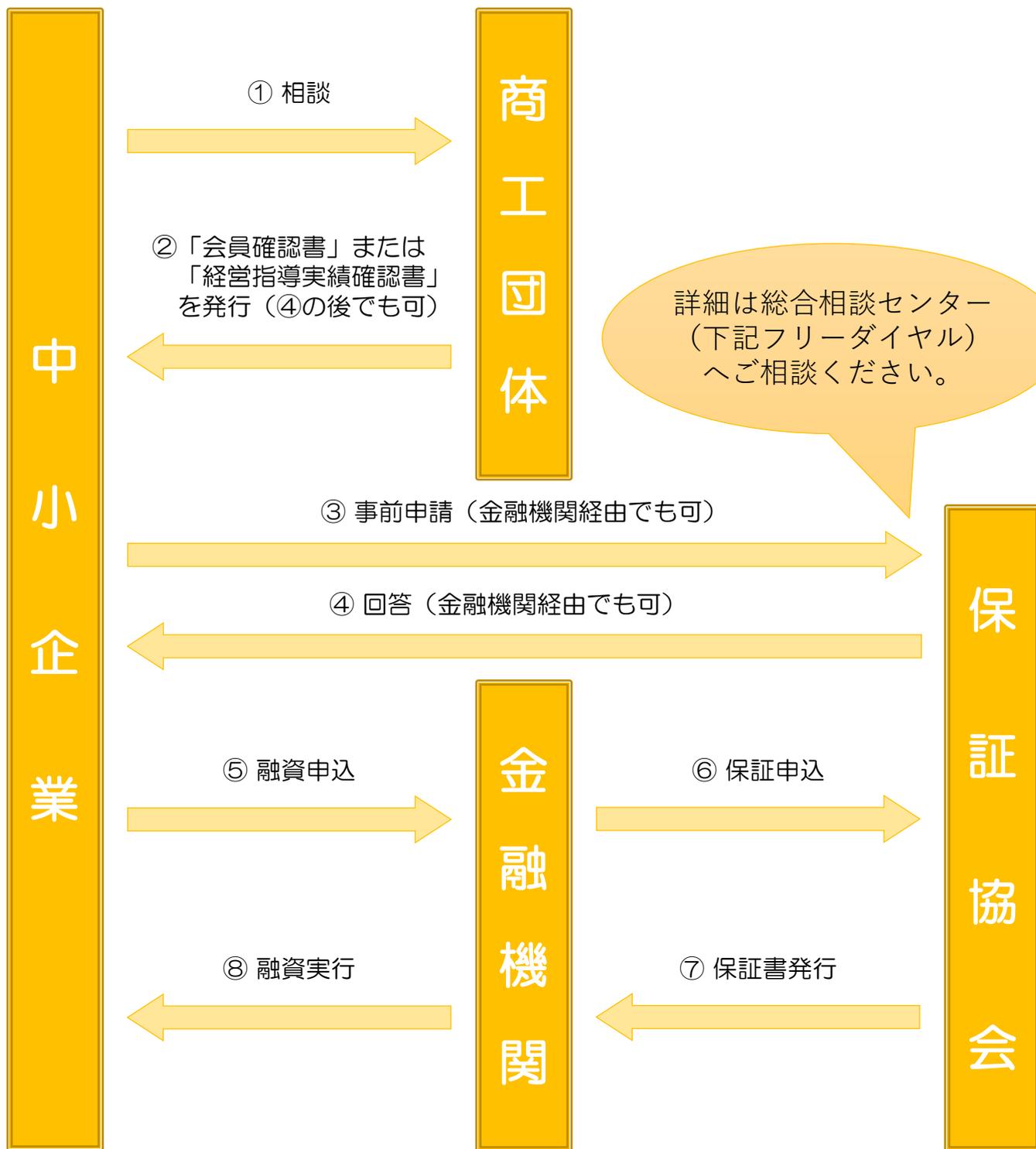
最大
22%割引！



あなたの事業を応援するパートナー

静岡県信用保証協会

「メンバーズ保証」の事務フロー



※金融機関および当協会による審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

お問い合わせ先

本店

TEL.0120-783-507
〒420-8710
静岡市葵区追手町5-4
アーバンネット静岡追手町ビル5階

浜松支店

TEL.0120-783-508
〒430-8666
浜松市中央区田町330-5
遠鉄田町ビル6階

沼津支店

TEL.0120-783-509
〒410-8691
沼津市米山町6-5
沼津商工会議所会館3階

Web
相談



ホームページで
Web相談受付中!



友だち追加は
こちらから!

または

ID検索



@cgc-shizuoka